

京都市いきいき市民活動センターの第 5 期指定管理者の募集について

市内 13箇所に設置している京都市いきいき市民活動センター（以下「いきいきセンター」という。）については、令和 8 年 3 月末をもって、現指定管理期間が満了となります。

また、左京東部いきいき市民活動センターは、令和 3 年 1 月に策定した「京都市いきいき市民活動センターの在り方の基本方針」（以下「在り方の基本方針」という。）に基づき、団地再生計画を機に、令和 7 年度末で廃止します。

この内容を第 5 期指定管理期間から反映させるとともに、適切な施設の管理運営等ができるよう、第 5 期指定管理者の募集に当たり、附属機関である京都市市民活動センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）に、「京都市いきいき市民活動センター指定管理者募集要項（案）」（以下「募集要項（案）」という。）について諮詢したうえで、作成いたしましたので、その主な内容について御報告いたします。

1 募集要項（案）の主な内容について

（1）対象施設

令和 7 年度末で廃止となる左京東部いきいきセンターを除く 12 センター

名 称	所 在 地
京都市北いきいき市民活動センター	京都市北区紫野西舟岡町 2 番地
京都市岡崎いきいき市民活動センター	京都市左京区岡崎最勝寺町 2 番地
京都市左京西部いきいき市民活動センター	京都市左京区田中玄京町 149 番地
京都市中京いきいき市民活動センター	京都市中京区西ノ京新建町 12 番地の 34
京都市東山いきいき市民活動センター	京都市東山区三条通大橋東入 2 丁目下る巽町 442 番地の 9
京都市下京いきいき市民活動センター	京都市下京区上之町 38 番地
京都市吉祥院いきいき市民活動センター	京都市南区吉祥院砂ノ町 47 番地
京都市上鳥羽北部いきいき市民活動センター	京都市南区上鳥羽南唐戸町 62 番地の 2
京都市上鳥羽南部いきいき市民活動センター	京都市南区上鳥羽山ノ本町 332 番地
京都市久世いきいき市民活動センター	京都市南区久世大築町 54 番地の 1
京都市醍醐いきいき市民活動センター	京都市伏見区醍醐外山街道町 21 番地の 21
京都市伏見いきいき市民活動センター	京都市伏見区深草加賀屋敷町 6 番地の 2

(2) 指定期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで（4年間）

(3) 業務の範囲

ア 施設運営に関する業務

貸館等の運営業務を行うとともに、情報発信、施設運営の質を高める取組等も行う。

イ 事業の実施に関する業務

市民や市民活動団体による自主的なまちづくりを促進することにより、豊かで活力ある地域社会の形成に資するため、「市民活動支援・活性化事業」及び「サロン運営・活用事業」を提案することができる。

ウ 施設管理に関する業務

施設の点検や修繕、物品の管理といった、施設の維持管理に関する業務を行う。

エ その他

指定管理者の持つノウハウを活用し、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と負担により、本市の承認を得たうえで施設の設置趣旨に適した物品の貸出しや販売といった自主事業を実施することができる。

(4) 選定方法

指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を、評価委員会による審査結果を踏まえ、本市が決定する。

(5) 岡崎いきいきセンター廃止の方針

在り方の基本方針に基づき、団地再生計画を機に、岡崎いきいきセンターの供用を令和11年度末で終了する方針

(6) その他の変更点（AED（自動体外式除細動器）の設置）

利用者等の安全を確保するため、施設内にAEDを設置し、適切に管理する。

2 今後のスケジュール（予定）

令和7年7月11日～8月18日	第5期指定管理者募集
8月下旬～9月	応募者書類審査、プレゼンテーション審査 (評価委員会)
10月	指定候補者選定（公表）
11月	仮協定締結
	11月市会議案（指定管理者の指定）
令和8年3月下旬	本協定締結
4月～	新指定管理者による運営開始

＜参考資料＞

「京都市いきいき市民活動センター指定管理者募集要項（案）」（抜粋）